

特集

「新しい公共」における市民ファンドの可能性

奥田 裕之

OKUDA, Hiroyuki

(NPO まちぽっと 事務局)

はじめに

『新しい公共性と市民の役割 - 都市型ガバナンスの探求』という今回のテーマを、本稿では「市民ファンド」という面から考えてみたい。

市民ファンドには明確な定義がまだない。ここではその定義を「市民が公益的・社会的な事業や活動を支援するためにお金を拠出して形成した、営利をその目的としないファンド（基金）」としたい。「市民ファンド」に類似した言い方に「コミュニティ・ファンド」がある。この2つは、主体の部分が「人」である「市民」と、「場」である「コミュニティ」と違っているが、学問的な定義は別として、NPOの現場から見ると大きな違いは感じられない。そこで、以下では「市民ファンド」の中に、「コミュニティ・ファンド」も含めて論じている。

市民ファンドに市民が資金を提供する場合には、極小規模な金銭的リターン（配当など）を期待する場合もあれば、まったく金銭的な意味では見返りのない場合もある。どちらにしても、市民ファンドとは社会的なリターン、つまりその資金が社会的事業などに活用され、地域や社会がより良くなることを第一義的に期待して作られた、NPO的な価値観を持つファンドである。

市民ファンドは、資金循環そのものを事業化するその特徴によって、「新しい公共」の基盤作りができる可能性を持っている。

「新しい公共」とは、特に新しい概念ではない。NPOセクターでは、公的なサービスには行政が提供するものだけでなく、そのニーズに近い市民自身がNPOなどを活用して作った、きめ細やかな社会サービスも含まれるべきであり、その下支えを行政が行うことが必要だという考えが、10年ほど前から提唱されている。

一方、行政側も財政の悪化によって、NPOセクターが社会サービスの一端を担うことに期待する動きがここ数年はっきりしてきた。平成20年7月の自民党時代に閣議決定された国土形成計画の中で、「新たな公」という名称のもと、すでに「新しい公共」に類似した提案が行われている。そこでは、『「新たな公」とは、行政だけでなく多様な民間主体を地域づくりの担い手と位置づけ、その協働によって、地域のニーズに応じた社会サービスの提供等を行おうとする考え方です。社会貢献による参加者の自己実現や地域経済の活性化、社会的コストの軽減効果など、多面的意義があります。』とされている。

そして平成 21 年 9 月の政権交代後の、第 173 回国会における鳩山前内閣総理大臣の所信表明演説の中では、以下の表明が行われた。

「新しい公共」

働くこと、生活の糧を得ることは容易なことではありません。しかし、同時に、働くことによって人を支え、人の役に立つことは、人間にとって大きな喜びとなります。私が目指したいのは、人と人が支え合い、役に立ち合う「新しい公共」の概念です。

「新しい公共」とは、人を支えるという役割を、「官」と言われる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっておられる方々一人ひとりにも参加していただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観です。

国民生活の現場において、実は政治の役割は、それほど大きくないのかもしれませんが。政治ができることは、市民の皆さんやNPOが活発な活動を始めたときに、それを邪魔するような余分な規制、役所の仕事と予算を増やすためだけの規制を取り払うことだけかもしれません。しかし、そうやって市民やNPOの活動を側面から支援していくことこそが、二十一世紀の政治の役割だと私は考えています。

この所信表明演説は、内実を伴ったものかどうかは別にして、これまで NPO セクターが主張してきた内容とほとんど一致している。そして内閣府をはじめとする各行政機関も、2010 年現在この延長線上で動きつつある。

このように、社会的には「新しい公共」を実現させようとする方向に動いている。しかし、その具体的な内容と、それを誰がどのように推進するのか、また可能なのかという点では、いまだ十分な議論がなされていない。

特に資金面での課題は大きい。NPO セクターの最大の問題の一つである「社会的弱者を対象としたサービスを行っているため収益性が弱く、経営が成り立ちにくい」点では、行政が「バラマキ型」の費用援助をしたとしても自立を促すことにはつながらず、また今後はその資金も減少することから、解決の糸口にはならないだろう。

それに対して、市民が自分自身の資産を社会的に活用する市民ファンドでは、きめ細やかに資金面を補助することに加えて、NPO それぞれの事業内容に応じた、お金以外の支援を行うことも可能である。このような市民ファンドは「新しい公共」を各地域で自律的に成立させ、さらに市民が公共や地域ガバナンスの担い手となるための、一つの鍵になるのではないかと考えている。

1. 市民ファンドとは何か

市民ファンドが必要な理由

なぜ個人が NPO などの社会的事業に直接寄付または出資するだけでは不十分で、その中間的な性質を持つ市民ファンドが必要なのだろうか。

市民ファンドの主要な機能は、社会的に有益な活動に資金やサービスを、低利で融資、もしくは無償で提供・配分することである。このことを大きい視点から見ると、社会の余剰な資金や資源を、それを必要としていても営利セクターや行政セクターの基準では充分に得ることのできない活動・事業にまわしていくことを意味している。これを、個人的に行うのではなく社会的機能として継続的に行うものが市民ファンドである。このような機能は、今日のような複雑化した社会の維持と発展にとって非常に重要となっている。

また、市民ファンドは資金提供者と事業実施者の間をつなぐ「仲介行為」という面でも重要な役割を果たしている。NPO などの社会的事業は、社会の変化に応じて次々に新しい団体が生まれてくる。それらの団体は、ミッション・性質・事業内容などが非常に多様である。資金提供者が、それらの「目利き」を行い、知られていなくとも重要な事業を行っている団体を適切に選ぶことは難しい。その際に、市民ファンドの専門機能による仲介行為はとても大きな役割を持つ。

市民ファンドとは何か

一般的に、ファンドとは「顧客から資金をあずかって資金を形成し、それを運用して利益を上げた上で配当を顧客に還元する」ためのものである。その目的は、利益配当をすることであり、「金融商品」に属している。

それに対して「市民が公益的・社会的な事業や活動を支援するためにお金を拠出して形成した、営利をその目的としないファンド（基金）」である市民ファンドは、あるものは寄付をその財源とし、あるものは出資をその財源としている。出資で成り立っている市民ファンドでも、金銭的な配当を第一義的な目標にしないどころか、「金銭的にはほぼ見返りがなく、逆に損をする可能性だけがある」ことを出資者に表明している団体（NPO バンク）もある。このような市民ファンドのあり方は、営利セクターから見ると非常識とさえ言え、金融商品としての一般のファンドとは全く違う性質を持っている。そのため、出資型市民ファンドである NPO バンクの場合は、出資を扱う法律である金融商品取引法から適用除外となっている。

市民ファンドのステークホルダーには、1, 市民ファンドに資金を拠出する資金提供者、2, 市民ファンドから資金提供を受ける NPO などの事業者、3, それによって生じるサービスの受益者、の 3 者が存在する。それぞれが近い地域、もしくは近い関心事の中に存在し、ほとんどの場合に何らかの形でお互いが関係し合っていることが、市民ファンドの特徴で

ある。このような市民ファンドは、公益的な性質と共益的な性質を兼ね備えているといえるだろう。

市民ファンドは、大きく3つのパターンに分けられる。

① 企業のCSRの一環として資金を拠出し、NPOが運営する（企業主導型）

代表的なものに、「市民社会創造ファンド」がある。「市民社会創造ファンド」は、個人・企業・団体等からの寄附や助成の仲介組織として、2002年に設立されているが、自ら助成するだけでなく、企業や財団からプログラム開発や助成業務の受託もしている。ファイザー、中央労働金庫、フィリップモリスジャパン、大和証券などが主要な資金提供者となっている。

② 公的セクター主導の下で、市民等が参加する（行政主導型）

この分野でもっとも早く設立されたものが「公益信託世田谷まちづくりファンド」である。1992年に設立されたこの市民ファンドは、世田谷区民、企業、行政から資金提供を受け、「世田谷区を対象とした住みよい環境づくりにつながる活動」への助成事業を行っている。

③ NPOセクター主導の下で、市民等が参加する（市民主導型）

大震災の経験から、市民相互の地域連携型の組織の社会参加を目的に1999年に作られた「NPO法人しみん基金・こうべ」、子ども・若者・子育てに関わるNPO助成を目的として、NPOが共同で設立した「NPO法人神奈川子ども未来ファンド」、などが代表的な例である。

また、ここまでの例はすべて助成事業だったが、このパターンで融資事業を行うものに「NPOバンク」がある。

このように、市民ファンドは資金の拠出元が市民であることが絶対条件なのではなく、ファンド運営を何らかの形で市民（またはNPOなどの市民セクター）が行っていることが重要なポイントだと考えられる。

本稿は「新しい公共性と市民の役割」を主要テーマとしているので、ファンド運営を市民セクターが行うとともに、資金も市民が中心となって拠出する部分を重視する。そのため、以下では資金の拠出と運営を市民が中心となって行っている③を中心に論じていく。

助成型と融資型、2つの市民ファンドの形態

以下では、市民ファンドの事業形態を大きく「助成型」と「融資型」に分けることにする。助成も融資も、ある目的のために資金が必要な事業もしくは個人にお金を融通している。どちらも社会的な取組みを行っている団体や個人を主な対象としているが、市民ファンド自身に資金を集める上でも、NPOなどの事業者等に資金を提供する上でも、この2つは別の性質を持っている。

融通された側から見ると、助成の場合はその資金は使いきりであるのに対して、融資の場合はその資金を返済しなければならない所が大きく違う。融資された資金を返済するためには、その事業等からお金を生み出さなければならない。

また、その資金を市民から集める際にも特徴が分かれる。助成の場合はファンドに寄付等を受けることで財源を確保し、それを一方通行で融通する、つまり助成をするごとに原資が減少していくのに対して、融資の場合は基本的にファンドに出資を受けて財源を確保し、融資先から返済を受けながら次の事業にまわしていくため、原資の減少を前提としていない。そのため、基本的にはお金が戻ってくる資金循環を前提とする出資の方が、一般的に多額の資金を集めやすい。

この違いは、市民ファンドが資金の融通を行うそれぞれの対象事業のタイプからきている。このような事業内容の違いによって、助成型と融資型ではほとんどの場合、法人格など基礎的な部分も別にならざるを得ない。

これらを整理すると以下ようになる。

	助成型市民ファンド	融資型市民ファンド (NPO バンク)
事業内容	市民事業等へ資金を助成する。	市民事業等へ資金を融資する。
ファンドの形成方法	市民や企業などの寄付、または行政からの拠出金からなる。	市民から受けた出資金を基本とする。
資金の特徴	資金を運用することで助成費用を生み出すか、または寄付を継続的に受ける必要がある。	将来返還することを基本とした出資金を集めている。ただし、現行法上では出資配当することは困難。
事業対象者の特徴	事業から収益を得にくい団体や個人を対象とすることが多い。	事業を行うことで、低利の利息とともに返済が可能な事業者を主な対象とする。
法人格	NPO 法人、公益財団など。	法人格がない民法上の組合であることが多い（出資を受ける非営利法人格が存在しないため）。

注) ここでは、融資型市民ファンドを主に事業融資をするものとして整理している。この他に、多重債務者などの一般の金融機能と接点をもちにくい個人を対象とするマイクロファイナンス型の非営利型の市民金融として、日本共助組合や一般社団法人生活サポート基金などが存在する。

2. 助成型市民ファンド「草の根市民基金・ぐらん」

ここからは、筆者が実際に運営等に関わっている助成型市民ファンドと融資型市民ファンドの実例から、その現状を見ていく。

草の根市民基金・ぐらん とは

草の根市民基金・ぐらん（以下、“ぐらん”）は、1993年に生活クラブ生活協同組合によって設立された、日本で最も古くから活動をしている市民ファンドの一つである。2年間の準備期間の後に、1995年から現在まで15年間に渡って助成事業を行っている。2004年からは、生活協同組合の枠を超えた活動を行うためNPO法人へ運営主体を移し、現在は「NPO まちぽっと」のもとで、日本では珍しい「市民の、市民による、市民のための」助成ファンドとして運営されている。

“ぐらん”は、これまで生活クラブ生協の組合員を中心にして、長年にわたって寄付を受けてきた。そして、そのお金をもとにして東京に住む市民が自分たちの身の回りの市民活動を支援する「都内草の根助成」と、近隣であるアジア諸国で活動している日本の市民活動を支援する「アジア草の根助成」という二つのプログラムを使いながら、100を超える団体に助成と交流という形で支援をしてきた。

助成金額は上限50万円とそれほど大きくない代わりに、“草の根”という名称の通り、手作り感の強い助成事業および交流事業を行っている。

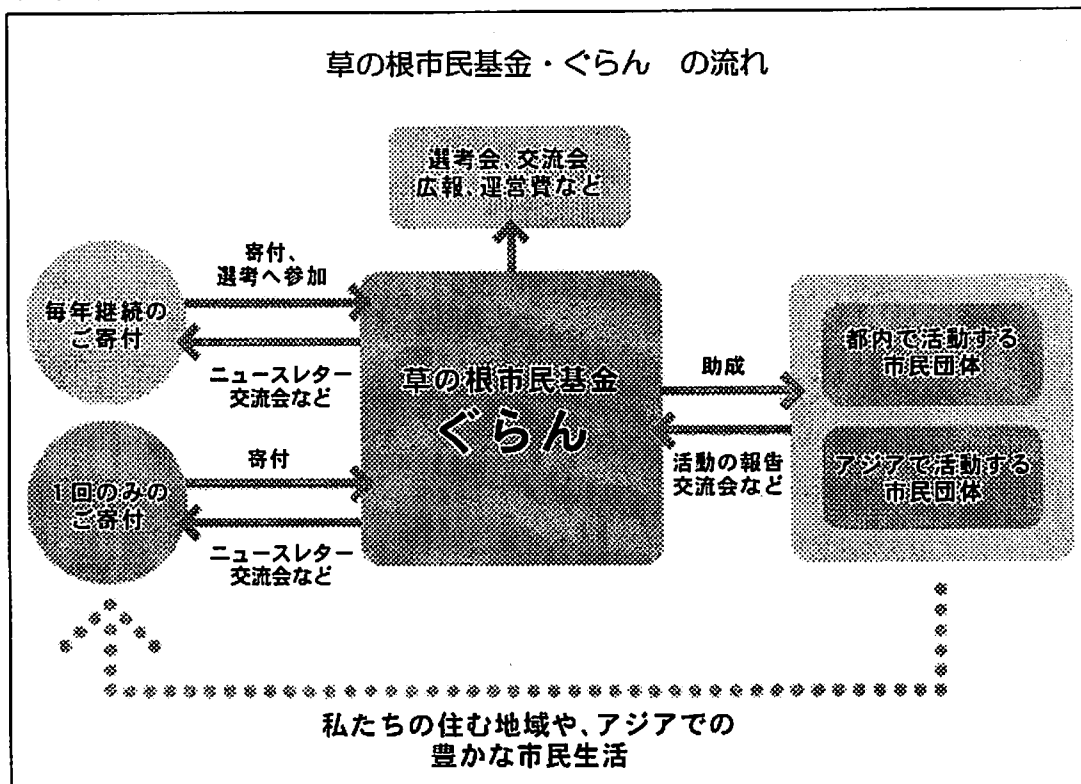
これまでの助成実績は以下の通りとなっている。

1995年から2009年までの“ぐらん”助成一覧

年度	都内 団体数	都内金額 (万円)	アジア団 体数	アジア金額 (万円)	合計 団体数	合計金額 (万円)	備考
1995	8	250	1	30	9	280	助成の初年度
1996	6	200	1	50	7	250	
1997	5	200	1	50	6	250	
1998	6	200	0		6	200	
1999	8	200	1	31	9	231	
2000	6	200	3	100	9	300	
2001	5	200	2	50	7	250	
2002	7	200	2	100	9	300	
2003	6	200	3	100	9	300	
2004	7	200	2	100	9	300	アジア2年間の継続助成開始
2005	7	200	0	100	7	300	
2006	5	200	1	50	6	250	アジア新規1団体、継続1団体に変更
2007	6	200	2	100	8	300	
2008	6	200	2	100	8	300	
2009	6	250	2	100	8	350	都内助成金を50万円増額
累計	94	3,100	23	1,061	117	4,161	

草の根市民基金・ぐらん の特徴

“ぐらん”における、寄付者や助成先団体との関係性は以下の図のようにになっている。市民ファンドとして、この活動サイクルに一般の市民が参加することを目的としてきた。



“ぐらん”は、以下の特徴を持っている。

1) 財源面 ー完全な、市民の直接寄付によるファンド

財源は、すべて生協の組合員をベースにした市民の方々からの直接寄付に拠っている。寄付は小さい金額を多くの方から受けており、市民の「身近なところすぐできる社会貢献」を実現している。

2) テーマ性 ー都内で活動する NPO と、アジアで活動する NGO が助成対象

生活の延長線上での市民活動を自身が支援するため、都内で活動をしている市民団体への助成を中心とし、また近隣のアジア諸国との関係性を持つため、アジアにある課題を解決することを目的に活動する日本の団体への助成を行っている。

3) 透明性 ー選考過程も「公開式」「参加型」、透明性の高い公正な運営

一般の多くの助成団体が行う選考とは異なり、選考会を公開式にしている。同時に、寄付をした市民が選考過程に参加できる「ポイントアクション（事前投票）」という仕組みなどを通し、透明性の高い公正な選考を実現している。

4) つながり ーお金だけではない「人と人」の交流の場として機能

毎年、寄付をする人、運営する人、助成先団体が一同に介する「草の根市民基金交流集会」を開催している。また生活クラブ生協の組合員を中心に、小規模な交流会を随時行

っている。

5) 運営面 ー助成選考だけでなく、運営にも寄付者が参加

運営全般は、NPO まちぽっと理事、寄付者代表、専門家、市民事業の実践者からなる 12 名の運営委員会が責任を持って行っている。運営委員会は、年度方針、ファンドレイズ、助成選考、交流など、すべてに関わっている。

草の根市民基金・ぐらん による成果

“ぐらん”は、このように他の大きな財団や事業などの取り組みに比べるとささやかなものだが、しかし着実に、そして形にとらわれずに市民活動への支援を続けてきた。バブル崩壊の一時期は収入が少なくなったために助成するための財源が減少し、存続の危機になったこともあったが、透明性の高い信頼のおける基金として長年助成を続けてきたことによって、いまでは多くの皆さんからの支持をいただくことができています。

普通の市民が少しずつお金を出し合い、自分たちで応援したい団体を選んでいる“ぐらん”では、お金を出す側の市民が共感できる、小さくとも価値のある活動を応援してきた。そして単にお金を出すだけでなく、寄付者などの多くの市民と助成を受けた団体との間での交流を深める企画を毎年行う中で、私たち助成する側も NPO や NGO の皆さんと触れ合い、実際の活動を肌で感じる事ができている。

寄付者の皆さんも実際の活動内容や人柄を知ることを通して、「何かあったときには、この NPO が手助けをしてくれる」という安心感が生まれ、実際に応援したい NPO へ参加したり、支援をしてもらったりする関係性も生まれてきている。

次ページは、2007 年度から 2009 年度までの“ぐらん”の助成団体である。これらの団体のメンバーは、学生からお年寄りまで団体によって年齢構成も様々であり、活動分野は、福祉・人権・経済活動・環境問題・社会的な政策提案・国際問題まで広範囲にわたっている。どの活動もとてもオリジナリティにあふれ、社会に必要なものばかりである。

市民ファンドを活用することによって、市民自身がこのように多様で先駆的または地道な活動を支援することができている。「新しい公共」の基盤を地域の中で創り出すために、このような仕組みは非常に効果的であろう。

交流会の様子



「草の根市民基金・ぐらん」が助成した市民事業（2007年～2009年）

●都内草の根助成

	助成団体	助成対象活動
2007年度	在日無年金問題関東ネットワーク	パンフレットの発行、集会の企画開催、行政交渉、個別救済
	どぜうの会	町田市の最終処分場周辺の継続的な井戸水調査
	コミュニティスペース よるべ運営委員会	子育てママシェフの、親子カフェ＆ランチの提供事業
	日本語を母語としない中学生のための日本語教室	高校入学試験という壁がある、日本語を母語としない中学生への支援事業
	NPO法人 POSSE	「Low! Do! 法律を守らせよう、法律を活用しよう」キャンペーン
	NPO法人 VIVID ヴィヴィ高次脳機能障害とともに	高次脳機能障害者へのミニデイサービス立上げのための活動
2008年度	マイフェイス・マイスタイル	「見た目」問題で悩まないイベントの開催
	児童労働ネットワーク	児童労働反対世界キャンペーンの実施と国際ネットワークとの連携強化
	NPO法人アクティブ・リハビリ	脳卒中後遺症片麻痺患者の運動機能回復
	NPO法人 江戸川手話通訳者協会	聴覚障がい者に関わる全ての人に対する、手話通訳を含む情報提供に関する事業
	石神井・冒険遊びの会（石神井プレイパーク）	夏休み3日連続プレーパークの開催
	アジア太平洋女性監視機構事務局	女性と子どもに対する暴力排除アドボカシーのためのトレーニング
2009年度	任意団体3keys	児童養護施設への、学習ボランティア派遣
	市民が行う松葉のダイオキシン調査2010.3実行委員会	1999年からの活動をまとめた報告書・未来に向けた提言書の作成
	NPO法人粋なまちづくり倶楽部	神楽坂の観光まちづくりの拡充と黒堀プロジェクトの実施
	NPO法人男女平等参画推進みなと	生き辛さを抱える女性の居場所「ほっとすぺーす・olive」
	キャラバン隊にじのかけはし	発達障がいの理解と啓発活動の会 キャラバン隊「にじのかけはし」
	倉沢里山を愛する会	倉沢里山保全のための、中長久保領地における機材保管庫設置と機材拡充

●アジア草の根助成

	助成団体	助成対象活動
2007年度	NPO法人アジア日本相互交流センター（フィリピン）	学校機能の回復、教育による平和構築、日比の市民の相互理解促進
2008年度	ジュマ・ネット（バングラデシュ）	チッタゴン地域の女性たちのネットワーク作りと、レイプ被害支援
2009年度	ブリッジ・フォー・ピース（フィリピン）	日比二ヶ国語による戦争体験の記録ブックレット制作、および草の根交流

3. 融資型市民ファンド「NPOバンク」

NPOバンクとは

NPOバンクは、融資を行うために市民が出資をして“ファンド”を形成し、既存の金融機関が融資しない NPO などの社会的事業や、収入の少ない女性・多重債務者などの所謂「金融弱者」等へ資金提供や助言を行う、市民が作った非営利金融のしくみである。NPOバンクには、社会的事業への融資を中心に行うタイプと、個人融資を中心に行うタイプがある。ここでは、市民事業へ助成を行う市民ファンドと対比するため、社会的事業を主な融資対象とした NPOバンクを中心に述べていきたい。

一般の金融機関が、合併を繰り返す中で資金規模を拡大してきたことに対して、NPOバンクはボランティアベースで小さい規模の「顔の見える信頼に基づいた金融」を目的としてきた。このような非営利金融のしくみは、日本の伝統的な民間金融である「頼母子講」「無尽」「模合」^{注1}に類似しているが、金融を通じた助け合いの仕組みを、個人支援ではなく社会的事業支援を中心に適用することによって新たな「お金の流れ」の創出を意識している部分が大きく違う。また、ノーベル平和賞を受賞したグラミン銀行^{注2}との類似性も見られる。グラミン銀行が発展途上国タイプであることに対して、先進国型の市民金融の試みだともいえるだろう。

注1：頼母子講（たのもしこう）、無尽（むじん）、模合（もあい）。鎌倉時代に登場したとされる金銭の融通を目的とする民間互助組織の形態。沖縄県などでは模合が今も広く行われている。

注2：バングラデシュにある、マイクロクレジットと呼ばれる貧困層を対象とした比較的低金利の無担保での小規模融資のしくみ。2006年に、創立者であるムハマド・ユヌス氏と共にノーベル平和賞を受賞した。

以下は NPOバンクの定義である。（全国 NPOバンク連絡会の HP による）

NPOバンクは、市民が自発的に出資した資金により、地域社会や福祉、環境保全のための活動を行う NPO や個人などに融資することを目的に設立された「市民の非営利バンク」のことで、「金融 NPO」「市民金融」などとも呼ばれています。最初の NPOバンクは 1994年に設立された「未来バンク事業組合」（東京都）で、以後全国各地に続々と誕生しています。

NPOバンクの運営の特徴は、趣旨に賛同する市民や NPO が組合員となり、1口数万円単位の出資を行い、それを原資に NPO や個人に低利（1～5%程度）で融資する、ということです。出資者にとっては、元本保証がない、出資金を自由に引き出せない、などのデメリットもありますが、目に見える形で自分のお金が運用されることが最大の魅力となっています。

融資審査は、税理士などの専門家が財務面だけでなく、事業の社会性やオリジナリティといった多様な観点から行っています。融資申込者とは必要に応じて何度も面談し、融資実行後もウェブサイトやニュースレターを通して融資先を公開するなど、「顔の見える」関係づくりを心がけているため、NPOバンクでは貸し倒れの発生は低率に抑えられています。

1994年に未来バンク事業組合が、環境問題への関心が強い市民の手によって最初に設立され、1998年には女性・市民コミュニティバンク（旧、女性・市民信用組合設立準備会）が、当時は金融機関がほとんど融資しなかった主に女性の社会的起業・事業者への融資を目的に設立された。その後、著名なミュージシャンによる環境保護を目的とした団体、地域で若者が生活しつづけることを目的とした団体など、日本各地で設立が続き、現在では12のNPOバンクがあり、福島、金沢、大阪、宮崎などでも準備中である。

全国NPOバンク連絡会によると、2010年3月末のNPOバンク全体の出資金合計は5億3千万円、融資累計は21億6千700万円となっている。これは既存の金融から見ると極めて小さい規模ではあるが、地域社会やNPOセクターから見るとその存在の重要性は年々増している。

NPOバンクの特徴

NPOバンク設立の大きな特色は、それが市民活動の一環として全国に広がったことである。1994年「未来バンク」が設立された後、自然発生的に設立の動きが広がっていった。

それには二つの社会的背景がある。一つは、地域のNPOが既存の金融機関からの融資を受けられなかったためである。1998年3月に成立したNPO法（特定非営利活動促進法）によって地域で非営利事業設立の動きが広がるにつれ、設備投資などにまとまった資金が必要なタイプのNPOが増えていった。しかし既存の金融機関の多くは、「営利を目的としないどころか、あえて儲からない社会的事業を行う」NPOの事業評価をすることが出来ず、また融資希望金額が一般企業に比べて少額の割には、手間のかかるNPO融資をやりたがらない。その結果、NPOが金融機関に融資を断られるケースが相次いだため「それなら自分たちで非営利の金融機関を作ろう」という市民が集まり、NPOバンク設立の動きにつながった。

もう一つの理由は、既存の金融機関に預金している預金者としての市民の立場による。地域のNPOは、社会に必要な機能を創出するために事業を行っているが、既存金融機関からの融資を受けられない。しかし、金融機関のお金は市民の預金である。そのお金の行き先を見てみると、例えば預金者が個人として反対している原子力発電所やダム建設費用になり、またはアメリカ国債の購入に充てられて海外での戦争の資金源になっていた。自分のお金が、まったく自身の考え方とは違うことに使われる現状を知った市民が、新しい

社会的なお金の動きそのものを作ろうとしたことが、NPO バンク設立の動機となった。

NPO バンクには、3 つの特徴がある。

- ① 利益を生みにくい社会的事業等に、お金を融資する
- ② 市民が自分の意思で、社会の新しいお金の流れをつくる
- ③ お金だけではなく、人、知識、情報の支援も行う

前述した①と②については理解しやすいと思われるが、③は見逃されがちかもしれない。NPO バンクは、返済を求める融資事業を行う必要上、助成に比べて融資先への関与が強い傾向を持つ。そして、非営利事業体からの返済を確実にするために、会計の専門家、ネットワークの専門家、地域の社会的事業者などの多様な専門家によるネットワークを何らかの形で組織していることが多い。

この結果、NPO バンクには事業性のある非営利事業を支援する能力及び機能が内部に蓄積されている。これは融資事業を行うことから生まれた副次的な効果だが、「非営利事業へのチェックとアドバイス」ができる日本では他に見られない中間支援組織として重要な存在になりつつある。「新しい公共」の流れで社会的事業が重要視される中、資金提供と中間支援機能を組み合わせたこの新しい機能は大きな可能性を持っている。

また収益性の高くない非営利事業に対して、寄付、助成、融資などの多様な資金源を、組織の時期や性質に応じて組み合わせたアドバイスをする際にも、NPO バンクは有益なプレイヤーとなるのではないだろうか。

● 独自の発展を遂げた「全国 NPO バンク連絡会」

これまで述べたように、NPO バンクは金融組織でありながらスケールメリットを求めず、また特に組織的に発展したわけではなく、市民の「志あるお金を、社会的に活用する新しい非営利金融のしくみを作りたい」という意思によって各地で設立された。一方で「市民が非営利で金融行為を行う」ということが、一般社会の金融システムの中では常識外だったため、金融商品取引法と貸金業法の改正によって、何回も存続の危機に陥った。

この危機を脱するため、NPO バンク関係者だけではなく様々な専門家がネットワークを作った。これが全国 NPO バンク連絡会である。この連絡会では、NPO バンクが存続できるように、この 2 つの法律を所管する金融庁へ政策や法制度を提案し、またメディア対応やロビー活動などを行った結果、NPO バンクが国会で議論されるなどの大きな社会的インパクトを与えながら、諸問題を解決してきた。

この中で特に重要な成果が、具体的な政策を市民側が提案し交渉したことで、出資を対象とする金融商品取引法から NPO バンクが適用除外となった部分だと考えている。「リターンのない出資は投機性がない」という理由で法律からの適用除外にした結果、非営利の

出資という新しい概念が法律上に明記された。配当をしないことが本当に良いのかという問題が残っているが、多様な専門性を持った市民がネットワークを形成して、新しい公共の基盤となる一つの考え方を自ら作ったということは、成熟した市民ガバナンスの貴重な例として他のテーマでも参考となるのではないだろうか。

全国 NPO バンク連絡会では、いま市民が非営利の金融行為を行うことをルール化するための「NPO バンク法（非営利金融法）」の実現に向けて議論している。「新しい公共」に対する市民の役割を拡大するという意味でも、ぜひこの動きに注目していただきたい。

● 日本全国の NPO バンクと、コミュニティ・ユース・バンク momo

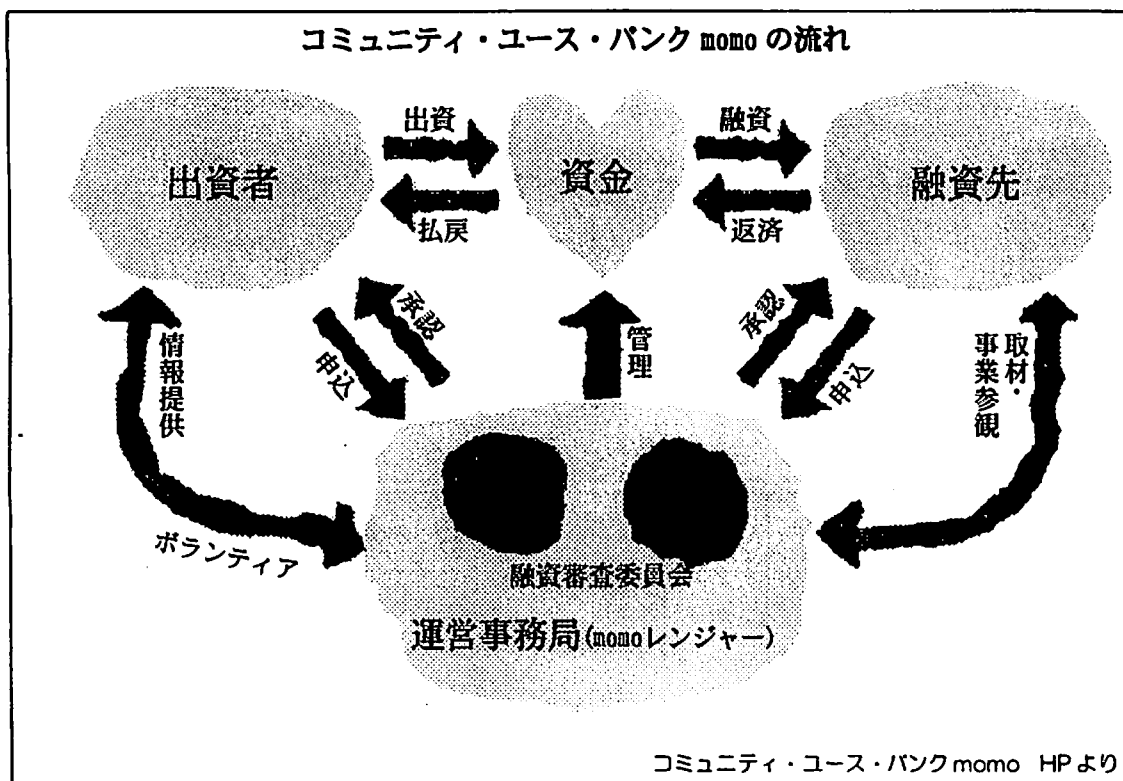
次の表は、2010 年 10 月現在の NPO バンクの一覧である。ご覧になると分かるように、団体の目的などは非常に多様である。このような多様性は、現在の社会問題に対応して自立的に設立されてきた NPO バンクの特徴を表している。

団体名	設立	活動エリア/ 分野	融資対象、特徴
未来バンク事業組合	1994年	東京中心	環境グッズ購入、NPO、エコロジー住宅等
女性・市民コミュニティバンク	1998年	神奈川	NPO、ワーカーズコレクティブ
北海道NPOバンク	2002年	北海道	NPO、ワーカーズコレクティブ
NPO夢バンク	2003年	長野	NPO
東京コミュニティパワーバンク	2003年	東京	ワーカーズコレクティブ、NPO、市民事業者等
ap bank	2003年	環境分野	自然エネルギーなどの環境を対象にしたプロジェクト
新潟コミュニティ・バンク	2005年	新潟	コミュニティビジネス、まちづくり支援
コミュニティ・ユース・バンクmomo	2005年	東海3県	豊かな未来を実感できる地域社会をつくる事業
くまもとソーシャルバンク	2008年	熊本	熊本県内の社会性のある事業
天然住宅バンク	2008年	住宅、森林分野	リフォーム資金、住宅購入時のつなぎ資金、森林関係、自然エネルギー関係
もやいバンク福岡	2009年	福岡県内および近隣地域	NPOや社会起業家など
信頼資本財団	2009年	社会起業家	社会関係資本の向上につながる社会的事業

NPO バンクの具体的な例として、ここでは東海地区の 20～30 代の若者が 2005 年に設立し

た「コミュニティ・ユース・バンク momo（以下、momo）」をご紹介したい。「お金の地産地消」を実現することで、若者達が将来に渡って地域で居住することを目的に活動している momo は、前述の 3 つの特徴を最も意識しながら活動している NPO バンクである。

以下の図は、momo の活動とお金の流れを表したものである。



運営事務局である「momo レンジャー」は momo の特徴的な仕組みで、若者を中心としたボランティアスタッフを指している。彼らが一般のボランティアと違う点は、Web サイトやニュースレターなどによる情報発信、イベントなどの企画・運営を通じて、出資者と融資先をつなぐ役割を自主的に担っている部分にある。

まず若者中心の momo の理事が、専門家からなる顧問のアドバイスを受けながら東海地域の NPO にお金の支援（融資事業）を行う。次に momo レンジャーが事業参観やイベントの開催を企画することで融資先の事業との関わりを作り、そして融資先と出資者との関係性を形成していく。この流れを通じて、お金だけでなく、人、知識、情報の支援を非常に有効に行っている。

このように、momo はお金と人の有機的な流れを、地域の中で意識的に作り出している。これは、市民による地域ガバナンスの一つの理想的な姿なのではないだろうか。

おわりに

ここまで、筆者が関わっている市民ファンドの取り組みを、主に「新しい公共を支える市民ガバナンスの試み」という視点からご紹介した。

市民ファンドの「新しい公共」に関する試みには二つの意味がある。一つは、社会に新しいお金の循環を作り出すことによって「新しい公共」を市民が担うための基盤を作っている点。もう一つは、市民による地域内資金循環という「新しい公共」そのものを体現している点である。別の言い方をすると、前者は新しいシステムの構築という「社会的な仕組み作り」であり、後者は「お金の動き等をコントロールする市民事業」だと整理することもできるだろう。

市民ファンドは、財源面では意志ある市民が自分たちのお金を拠出することによって集められ、資金提供面では何らかの形で運営に関与することによってお金の行き先を自らが方向付けしている。このようなお金を取り扱う事業を行うためには、仮にボランティアベースであったとしても、組織運営の質や説明責任が他の市民事業以上に高く求められる。

しかし、市民ファンドもまた、社会的（経済的）弱者を対象としたサービスを行っているために収益性が弱く、経営が成り立ちにくい。この部分が解決できないと、社会的な要請が強かったとしても市民ファンドの動きは広まっていけないことは明らかである。

市民ファンドの機能を社会に位置付けるには、それを「これからの社会システム」と見ることが必要である。そして志ある市民に委ねるだけではなく、行政側もこの動きを意識的に発展させるための支援を行うべきではないだろうか。具体的には、寄付や出資をした市民に対して減税する制度、ファンドの形成や運営費に対する助成制度、運営やネットワーキングを含んだ中間支援機能に対する資金サポートなどを考えることができる。

ここで注意しなくてはならないことは、新しいファンドを行政側の中に作るべきではなく、また支援する際も行政側の関与を限りなく無くしていくことである。「新しい公共」を市民自身が責任を持って担うという基本から外れることのないよう、行政は側面支援に徹することが重要だ。

これまで見たように、市民ファンドは「新しい公共」の機能を日本地域で成立させ、さらに市民自身が積極的な「新しい公共」の担い手となるための一つの鍵になると考えられる。市民ファンドの良い点の一つは、参加の方法が多用で、ハードルが低いことにある。多くの方がこの試みに参加することによって、今後の成熟した市民社会が作られていくことに期待したいと思っている。

【文献リスト】

市民ファンドが社会を変える -ぐらんが紡いだ 100 の物語-

著者：奥田裕之、牧田東一ほか

発行：コモンズ

新しい公共を担う市民企業法人与非営利バンク

編著者：奥田裕之/加藤俊也

発行：NPO まちぽっと

おカネが変われば世界が変わる -市民が創る NPO バンク-

編著：田中優（未来バンク理事長）

発行：コモンズ